

公益社団法人新潟県栄養士会
有期契約職員（嘱託職員、パートタイム職員）就業規則

平成24年3月22日 制定施行

平成30年5月26日 一部改正

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、公益社団法人新潟県栄養士会（以下「本会」という。）の嘱託職員、パートタイム職員（以下「有期契約職員」という。）の労働条件、服務規律その他就業に関する事項を定めるものである。

2 有期契約職員のうち、通算契約期間が継続して5年を超える契約職員は、申し出により期間の定めがない労働契約としての雇用に転換することができるものとする。この場合の就業規則は別途定める。

3 この規則に定めのない事項については、労働基準法その他の法令に定めるところによる。

（適用範囲）

第2条 この規則は、定款第44条により採用された、その他職員である次の有期契約職員に適用する。

- ① 嘱託職員
- ② パートタイム職員

（規則遵守の義務）

第3条 職員就業規則に同じ。

（秘密保持）

第4条 職員就業規則に同じ。

第2章 採用

（採用）

第5条 職員就業規則に同じ。

（試用期間）

第6条 有期契約職員に対しては、適用しない。

（勤務条件の明示）

第7条 職員就業規則に同じ。

（人事異動）

第8条 職員就業規則に同じ。

第3章 勤務

（労働時間および休憩時間）

第9条 有期契約職員の勤務所定労働時間、始業・就業時刻及び休憩時間は、個別の雇用条件確認書によるものとする。

- 2 災害その他やむを得ない事情があるときは、前項の始業・終業時刻、休憩時間を繰り上げ又は繰り下げることがある。
- 3 出張中の勤務は、所定の労働時間を勤務したものとみなす。

(休日)

第10条 有期契約職員のうち嘱託職員の休日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日、日曜日
- (2) 国民の祝日及び国民の休日
- (3) 年末年始（12月29日より1月3日まで）
- (4) その他、当会が指定する日

2 パートタイム職員の休日は、個別の雇用条件確認書によるものとする。

(時間外勤務、休日勤務および深夜勤務)

第11条 有期契約職員の時間外勤務、休日勤務および深夜勤務は、個別の雇用条件確認書によるものとする。

2 個別の雇用条件確認書に定める勤務時間を超える勤務、または第10条に定める休日における勤務の条件については、本会はあらかじめ有期契約職員との書面による協定を行うものとする。

(代休)

第12条 職員就業規則に同じ。

(割増賃金)

第13条 第11条の規定により、所定労働時間を超えた時間外、深夜または休日に勤務をさせた場合は、給与規程の定めを準用し割増賃金を支給する。

(出張)

第14条 職員就業規則に同じ。

第4章 休暇等

(年次有給休暇)

第15条 職員就業規則に同じ。

(年次有給休暇の時間単位での付与)

第16条 職員就業規則に同じ。ただし、第2号は適用しない。

(夏季休暇)

第17条 職員就業規則に同じ。

(特別休暇)

第18条 職員就業規則に同じ。

(産前産後の休業)

第19条 職員就業規則に同じ。

(母性健康管理のための措置)

第20条 職員就業規則に同じ。

(生理休暇)

第21条 職員就業規則に同じ。

(育児時間)

第22条 職員就業規則に同じ。

(育児休業等)

第23条 職員就業規則に同じ。

(介護休業等)

第24条 職員就業規則に同じ。

第5章 服務

(服務)

第25条 職員就業規則に同じ。

(遵守事項)

第26条 職員就業規則に同じ。

(出退勤)

第27条 職員就業規則に同じ。

(出勤制限)

第28条 職員就業規則に同じ。

(欠勤の届出)

第29条 職員就業規則に同じ。

(遅刻・早退・外出)

第30条 職員就業規則に同じ。

第6章 給与

(給与)

第31条 有期契約職員の給与に関する事項は、有期契約職員（嘱託職員、パートタイム職員）給与規定に定める。

2 有期契約職員に対する賞与は、支給しない。

(退職金)

第32条 有期契約職員に対する退職金は、支給しない。

(慶弔見舞金)

第33条 職員就業規則に同じ。

第7章 教育

(教育)

第34条 職員就業規則に同じ。

第8章 休職、退職及び解雇

(休職)

第35条 有期契約職員に対しては、適用しない。

(休職期間の扱い)

第36条 有期契約職員に対しては、適用しない。

(休職期間中の義務)

第37条 有期契約職員に対しては、適用しない。

(復職)

第38条 有期契約職員に対しては、適用しない。

(退職)

第39条 有期契約職員が次の各号に該当したときは、退職とする。

- (1) 本人が死亡したとき
- (2) 退職を願い出て承認されたとき
- (3) 契約期間が満了したとき

(退職願)

第40条 職員就業規則に同じ。

(定年)

第41条 有期契約職員の定年は満70歳とし、定年に達した以降における最初の3月31日をもって定年退職日とする。但し、業務の推進においてその能力が必要とされる場合は、定年年齢を延長することができる。

(再雇用制度)

第42条 有期契約職員に対しては、適用しない。

(解雇)

第43条 職員就業規則に同じ。

(解雇制限)

第44条 職員就業規則に同じ。

第9章 表彰及び懲戒

(表彰)

第45条 有期契約職員が次の各号に該当する場合は、表彰する。

- (1) 勤務成績が特に優秀で他の模範となる者
- (2) 業務に関し有効適切な工夫をなし、業務能率の増進に寄与した者

- (3) 重大な災害を未然に防止し、又は非常事態に際し特に功労があった者
 - (4) その他表彰することが適当と認めたる者
- 2 前項の表彰は、賞状のほか賞品又は賞金を授与して行うものとする。

(懲戒の種類)

第46条 有期契約職員に対しては、適用しない。

(懲戒免責の排除)

第47条 有期契約職員に対しては、適用しない。

(懲戒の軽減)

第48条 有期契約職員に対しては、適用しない。

(管理監督者の責任)

第49条 有期契約職員に対しては、適用しない。

(懲戒決定までの就業禁止)

第50条 有期契約職員に対しては、適用しない。

(損害賠償との関係)

第51条 有期契約職員に対しては、適用しない。

(戒告の事由)

第52条 有期契約職員に対しては、適用しない。

(出勤停止又は減給の事由)

第53条 有期契約職員に対しては、適用しない。

(降格、諭旨解雇の事由)

第54条 有期契約職員に対しては、適用しない。

(懲戒解雇の事由)

第55条 有期契約職員に対しては、適用しない。

(損害賠償)

第56条 職員就業規則に同じ。

第10章 安全・衛生

(健康診断)

第57条 職員就業規則に同じ。

(災害予防等)

第58条 職員就業規則に同じ。

第11章 災害補償

(災害補償)

第59条 職員就業規則に同じ。

(改廃)

第60条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(細則)

第61条 この規則の実施に関して必要な事項は、代表理事が定める。

附則

この規則は、平成24年3月22日から施行する。

附則

この規則は、平成30年5月26日から施行する。